

改正

令和4年4月1日要綱第95号

令和7年3月31日要綱第76号

立川市キャラクターのデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立川市キャラクター「くるりん」のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、別表に掲げる基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ承認を受けるものとする。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が業務に使用するとき。
- (2) 市内の学校、幼稚園又は保育園が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認申請)

第4条 申請者は、前条に規定する承認を受けようとするときは、立川市キャラクター「くるりん」デザイン使用申請書（第1号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。

(使用の承認)

第5条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とした使用と認められるとき。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) キャラクターを第8条各号に掲げる事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあるとき。

(7) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 前項の規定により使用を承認するときは、立川市キャラクター「くるりん」デザイン使用（変更）承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）に当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認の期間は、第5条第2項の規定により承認を受けた日から起算して1年を経過する日以後最初の3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) 「kururin ©2012 tachikawa city」、「kururin ©tachikawa city」、「©tachikawa city」又は「©立川市」の表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。

(7) キャラクターを使用した物品等について、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、物品等の提出に代えることができる。

（承認内容の変更）

第9条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ立川市キャラク

ター「くるりん」デザイン使用変更申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定による変更を承認するときは、立川市キャラクター「くるりん」デザイン使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条各号に掲げる事項を遵守するものとする。
（使用承認の取消し）

第10条 使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

（2） 第5条第3項に規定する条件又は第8条各号に掲げる事項に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の規定による通知があった日以後、当該使用承認により作成した物品等を使用してはならない。

4 市長は、使用承認を取り消したことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第11条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合において、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業まちづくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第95号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日要綱第76号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）
別表（第2条関係）

立川市キャラクター「くるりん」



kururin © 2012 tachikawa city

又は「kururin © tachikawa city」、「© tachikawa city」、「© 立川市」